



## おおふなぼーとから 催しのご案内

▷ 申込先・問い合わせ先  
〒022-0002 大船渡町字茶屋前7-6  
おおふなぼーと（大船渡市防災観光  
交流センター）☎026001

### こいのぼり寿司をつくろう ～親子料理教室～

- ▷ 期日 = 4月30日(土)
- ▷ 時間 = ①午前10時～11時30分
- ▷ 会場 = おおふなぼーと 2階和室・給湯スペース
- ▷ 内容 = こいのぼりに見立てた巻き寿司を作り、その後、試食と交流会を行います。
- ▷ 講師 = 菅野香澄さん(管理栄養士)
- ▷ 対象 = 子どもおよびその保護者
- ▷ 定員 = 親子3組(定員になり次第締め切り)
- ▷ 参加費 = 1人500円(材料費)
- ▷ 申込方法 = 4月28日(木)までに電話または直接申し込みください。



- ▷ 持ち物 = 白ご飯200g、巻きす、しゃもじ、皿、箸、マスク、エプロン、三角巾、飲み物
- ▷ 企画運営 = NPO法人おはなしころりん

### 巨大オセロであそぼう！

- ▷ 期間 = 5月1日(日)～8日(日)
- ▷ 時間 = 午前10時～午後5時
- ▷ 会場 = おおふなぼーと 2階多目的室2
- ▷ 内容 = 室内に設置された巨大オセロで自由に遊べます。
- ▷ 対象 = 子どもおよびその保護者
- ▷ 参加料 = 無料
- ▷ 申込方法 = 申し込みは不要で、参加者全員にお菓子をプレゼントします。
- ▷ 企画運営 = NPO法人おはなしころりん

## 住宅用太陽光発電システム設置費の一部を助成します

- ▷ 補助対象者 = 次の①、②のどちらも満たす人(法人は補助対象外)
- ① 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人または太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する人
- ※住宅とは、個人が電灯契約し、住宅(店舗などとの併用住宅を含む)として使用されるものであること。
- ※店舗などとの併用住宅は、居住用部分が総床面積の2分の1以上であること。
- ※太陽光発電システムは、太陽電池の最大出力合計値が10kw未満であること。

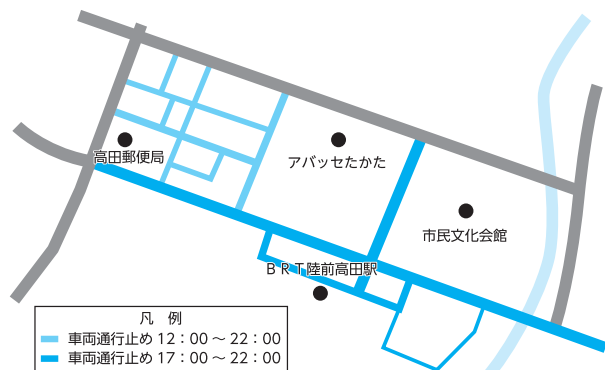
- ※太陽光発電システムが中古の場合や、住宅以外の建物(倉庫、納屋など)に設置する場合は補助対象外となります。
- ② 市税を滞納していない人
- ▷ 補助金額 = 太陽電池の最大出力の合計値に1kW当たり3万円を乗じた額で、10万円が上限
- ▷ 工事の期間 = 令和4年4月1日以降に着手し、令和5年3月31日までに完了する工事
- ※申請は、設置工事に着手する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。
- ▷ 問い合わせ先  
環境未来都市推進室 ☎内線216

## 4月29日 陸前高田市で開催 三陸花火大会2022の交通規制について

- ▷ 期日 = 4月29日(金・祝)
- ▷ 規制箇所 = 右図のとおり
- ※右図の周辺区域でも規制を実施しています。通行の際は、係員や規制看板の指示に従ってください。
- ▷ 花火打ち上げ時間 = 午後7時～8時30分
- ▷ 問い合わせ先 = 三陸花火競技大会実行委員会 ☎050-5526-3851 / 午前10時～午後5時



三陸花火大会2022  
ホームページ



凡例  
■ 車両通行止め 12:00～22:00  
■ 車両通行止め 17:00～22:00

## 固定資産税 納税通知書を発送します

▽ 問い合わせ先 ☎ 税務課資産税係 ☎内線 140・155・156・159

納税通知書の発送と  
納付期限

令和4年度固定資産税納税  
通知書は、5月2日(月)に発  
送します。納付期限は次の通  
りです。

- ▽ 第1期 5月31日(火)
- ▽ 第2期 8月1日(月)
- ▽ 第3期 9月30日(金)
- ▽ 第4期 11月30日(水)

### 東日本大震災に伴う 減免の終了について

東日本大震災による津波で  
被害を受け、令和3年度まで  
全額減免の対象となっていた  
土地や家屋については、令和  
4年度は2分の1減免、令和  
5年度からは全額課税と段階  
的に課税します。

### 商業地などの負担調整 措置について

令和4年度に限り、商業地  
等の一部において、課税標準  
額の上昇幅を評価額の5%  
(現行)から2.5%とする特  
別な措置がとられます。  
※商業地等とは、住宅用地以  
外の宅地と宅地比準の雑種  
地などのことをいいます。

## 固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

	縦覧	閲覧
期 間	5月2日(月)～5月31日(火) ※土・日・祝日を除く	5月2日(月)～【通年】 ※土・日・祝日、年末年始を除く
場所・時間	本庁税務課 = 午前8時30分～午後5時15分 (月・金曜日は午後6時30分まで)	・本庁税務課 = 午前8時30分～午後5時15分 (月・金曜日は午後6時30分まで) ・三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所 = 午前8時30分～午後5時15分
縦覧・閲覧の 対 象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿※ 所有者など個人情報記載していません。	固定資産課税台帳
縦覧・閲覧 ができる人	① 固定資産税の納税義務者 ② ①の代理人 ③ 納税管理人	① 固定資産税の納税義務者 ② 借地人、借家人 ③ 固定資産の処分をする権利を有する人 ④ ①～③の代理人 ⑤ 納税管理人
必要なもの	・マイナンバーカード、免許証など本人確認 ができるもの ・代理人の場合は委任状	・マイナンバーカード、免許証など本人確認 ができるもの ・代理人の場合は委任状 ・借地人、借家人は賃貸借契約書 ・固定資産の処分をする権利を有する人は それを証明する書類
手 数 料	無 料	1通300円(縦覧期間中は無料)

## 成年年齢引き下げ後の成人式は これまでどおり20歳を対象に実施します

市では、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴う成人式の開催方法について、市内の中学3年生、高校1、2年生の生徒および保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

この調査の結果などを踏まえて総合的に判断し、令和4年度以降の成人式について、以下のとおり開催します。

- ▷ 対象年齢 = 20歳(開催年度内に20歳に達する人)
- ▷ 開催日 = 成人の日(毎年1月の第2月曜日)の前日の日曜日(令和4年度は令和5年1月8日(日)に開催します)

- ▷ 式典の名称 = 二十歳(はたち)のつどい
- ▷ 問い合わせ先  
生涯学習課生涯学習係 ☎内線284

